

# 令和2年度 大船渡市立盛小学校いじめ防止基本方針（概要版）

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。[いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条による]

## 2 いじめ未然防止並びにいじめ事案に係る基本認識・姿勢「最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織で対応」

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルによるものであるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、家庭環境の在り方とも大きな関わりをもっている。
- (4) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等刑罰法規に抵触することがある。

## 3 いじめ問題に対する学校や家庭での取組み

	児童に直接かかわる取組内容	保護者（地域）にお願いしたいこと								
未然 防止	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 心の居場所となるような学校・学級づくり、「絆づくり」</li><li>○ 自己有用感、自尊感情を高められるような教育活動の推進</li><li>○ わかりやすい授業と道徳教育、体験活動の充実</li><li>○ 年2回の「いじめ防止教育相談」の実施</li><li>○ 児童自身のいじめ問題解決に向けた自主取組みへの支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ どの子に対してもしっかりと褒め、きつちりと叱ること</li><li>○ 携帯電話やインターネット、ゲーム等の約束作り</li><li>○ あいさつの励行と温かい言葉がけ、家庭や地域内での会話を増やすこと</li><li>○ 地域での様々な体験への参加</li><li>○ 服装等の汚れや乱れ、けが、持ち物の紛失や増加などの観察</li><li>○ 遠慮せずに悩みを学校へも知らせること</li></ul>								
早期 発見	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童との確かな信頼関係の構築</li><li>○ 集団から離れて独りでいる児童への声掛け</li><li>○ 教育相談やアンケート、日記等での情報収集</li><li>○ 地域や関係機関等との定期的な情報交換、日常的な連携</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域での様々な体験への参加</li><li>○ 服装等の汚れや乱れ、けが、持ち物の紛失や増加などの観察</li><li>○ 遠慮せずに悩みを学校へも知らせること</li></ul>								
いじめ 発見 後 の 早期 対応	<table border="1"><tr><td>いじめられた側</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>○ 本人や周囲からの聞き取りによる被害の把握など事実確認</li><li>○ 即時対応を原則とする「いじめ対策委員会」の開催</li><li>○ 休み時間や登下校時の見回りを行うなど、被害を継続させないための体制作り</li><li>○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li></ul></td><td><ul style="list-style-type: none"><li>○ 我が子を守り抜く姿勢を見せること</li><li>○ 冷静に子どもの話に耳を傾けること</li><li>○ 学校との共通理解を基にした問題解決</li></ul></td></tr><tr><td>いじめた側</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>○ 「いじめは絶対に許さない」ことを明確に伝えるなど、毅然とした態度で事案に対処すること</li><li>○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li><li>○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li><li>○ カウンセラー、教育相談員、児童相談所、警察、市教育委員会等との連携（犯罪・重大事態発生時）</li></ul></td><td><ul style="list-style-type: none"><li>○ 的確に確認した事実をもとに、我が子の過ちについて正しく理解すること</li><li>○ いじめられた児童とその保護者への適切に対応すること（謝罪等）</li><li>○ いじめた児童（我が子）に、毅然とした態度で説諭すること</li></ul></td></tr><tr><td>その他</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>○ 学級経営の在り方に関する再検討</li><li>○ 傍観することの問題点についての理解を図ること（傍観することがいじめに加担することと同義であることの理解）</li><li>○ 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせること</li></ul></td><td></td></tr></table>	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本人や周囲からの聞き取りによる被害の把握など事実確認</li><li>○ 即時対応を原則とする「いじめ対策委員会」の開催</li><li>○ 休み時間や登下校時の見回りを行うなど、被害を継続させないための体制作り</li><li>○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 我が子を守り抜く姿勢を見せること</li><li>○ 冷静に子どもの話に耳を傾けること</li><li>○ 学校との共通理解を基にした問題解決</li></ul>	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「いじめは絶対に許さない」ことを明確に伝えるなど、毅然とした態度で事案に対処すること</li><li>○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li><li>○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li><li>○ カウンセラー、教育相談員、児童相談所、警察、市教育委員会等との連携（犯罪・重大事態発生時）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 的確に確認した事実をもとに、我が子の過ちについて正しく理解すること</li><li>○ いじめられた児童とその保護者への適切に対応すること（謝罪等）</li><li>○ いじめた児童（我が子）に、毅然とした態度で説諭すること</li></ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学級経営の在り方に関する再検討</li><li>○ 傍観することの問題点についての理解を図ること（傍観することがいじめに加担することと同義であることの理解）</li><li>○ 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせること</li></ul>	
いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本人や周囲からの聞き取りによる被害の把握など事実確認</li><li>○ 即時対応を原則とする「いじめ対策委員会」の開催</li><li>○ 休み時間や登下校時の見回りを行うなど、被害を継続させないための体制作り</li><li>○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 我が子を守り抜く姿勢を見せること</li><li>○ 冷静に子どもの話に耳を傾けること</li><li>○ 学校との共通理解を基にした問題解決</li></ul>								
いじめた側	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「いじめは絶対に許さない」ことを明確に伝えるなど、毅然とした態度で事案に対処すること</li><li>○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li><li>○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li><li>○ カウンセラー、教育相談員、児童相談所、警察、市教育委員会等との連携（犯罪・重大事態発生時）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 的確に確認した事実をもとに、我が子の過ちについて正しく理解すること</li><li>○ いじめられた児童とその保護者への適切に対応すること（謝罪等）</li><li>○ いじめた児童（我が子）に、毅然とした態度で説諭すること</li></ul>								
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学級経営の在り方に関する再検討</li><li>○ 傍観することの問題点についての理解を図ること（傍観することがいじめに加担することと同義であることの理解）</li><li>○ 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせること</li></ul>									

## 4 いじめ発生時の指導体制

